

板橋区認知症カフェ運営補助金交付要綱

(平成 29 年 3 月 31 日区長決定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、認知症になってもできるかぎり住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるよう、認知症の高齢者等（若年認知症、認知症の疑いがある者を含む。以下「認知症高齢者等」という。）とその家族及び支援者等（以下「介護者家族等」という。）を地域で支援する拠点としての認知症カフェを開設し運営する団体又は個人（以下「団体等」という。）に対し、板橋区認知症カフェ運営補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「認知症カフェ」とは、認知症高齢者等と介護者家族等が安心して気軽に集い、交流会・講演会・勉強会・相談会等を自主的に開催することで、介護者家族等の共助・認知症高齢者等と介護者家族等の孤立防止・介護者家族等と専門機関との連携強化等を図る拠点のことをいう。

(補助対象)

第 3 条 この補助金の対象は、次の要件を満たす認知症カフェを運営する板橋区内の団体等とする。

- (1) 認知症疾患医療センターのほか、地域において認知症疾患診療を行っている医院、診療所、クリニック等の医療機関周辺に認知症高齢者等と介護者家族等の支援の拠点を設け、医療機関の専門職と連携した介護者支援のための交流会・講演会・勉強会・相談会の開催等、認知症カフェの運営を自主的に行うこと。
- (2) 板橋区内で認知症カフェを実施していること。
- (3) 認知症カフェの実施場所の面積は、概ね 10 人以上の利用者が一度に利用しても支障がない程度の広さを有していること。
- (4) 認知症カフェは、月に 1 回以上定期的に実施し、1 回当たり 2 時間以上開設していること。
- (5) 認知症カフェの実施に当たっては、チラシ、ポスター等で広く地域住民に周知するよう努めていること。
- (6) 認知症カフェの開催内容、利用料等を会場入り口に表示する等、利用者が安心して参加できるよう工夫していること。

2 前項の規定にかかわらず、団体等若しくは認知症カフェの運営に携わる者が

次のいずれかに該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であること。
- (2) 認知症カフェの運営に携わる者が暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者であること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等であること。
- (4) 法人については、第 7 条の規定による交付申請及び第 9 条の規定による変更交付申請の申請日現在並びに第 13 条の規定による実績報告の報告日現在、法人住民税を滞納しているものであること。

(補助対象経費)

第 4 条 この補助金の対象となる経費は、認知症カフェの運営に要する別表に定める経費とする。

(補助金額)

第 5 条 補助金額は、1 団体等あたり当該年度内に実施した月数に 1 万円を乗じた額を上限とする。ただし、認知症カフェが未設置の地域に開設するものを優先とし、申請状況によっては補助額を按分するなど、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助期間)

第 6 条 補助期間は単年度を単位とし、認知症カフェを開設した年度から 3 年を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 団体等の代表者は、この補助金の交付を受けようとするときは、板橋区認知症カフェ運営補助金交付申請書(様式 1 号の 1)に事業計画書(様式 1 号の 2)、年間活動計画書(様式 1 号の 3)、収支予算書(様式 1 号の 4)及び法人住民税の領収書の写し又は納税証明書(非課税の場合は申請書の写し、免税の場合は免除決定通知書の写し)(法人の場合に限る。)を添付し、板橋区長(以下「区長」という。)に申請する。ただし、板橋区認知症カフェ運営補助金交付申請書(様式 1 号の 1)以外の様式については、上記に定める様式の内容を含むもの

であれば、団体等固有の様式をこの要綱の相当様式によるものとみなす。

(補助金の決定及び通知)

第8条 区長は、団体等の代表者から前条の規定による補助金の交付申請があったときは、板橋区認知症カフェ運営補助金交付申請書(様式1号の1)及び添付書類の内容を審査し、適当と認める場合は板橋区認知症カフェ運営補助金交付決定通知書(様式2号の1)により、不適当と認める場合は板橋区認知症カフェ運営補助金不交付決定通知書(様式2号の2)により、当該団体等代表者に通知する。

(補助金の変更交付申請)

第9条 この補助金の交付決定後、事業の変更等により申請の内容を変更しようとする場合の申請は、団体等の代表者が、板橋区認知症カフェ運営補助金変更交付申請書(様式3号の1)に、変更事業計画書(様式3号の2)、変更年間活動計画書(様式3号の3)、変更収支予算書(様式3号の4)及び法人住民税の領収書の写し又は納税証明書(非課税の場合は申請書の写し、免税の場合は免除決定通知書の写し)(法人の場合に限る。)を添付し、区長に申請する。ただし、板橋区認知症カフェ運営補助金変更交付申請書(様式3号の1)以外の様式については、上記に定める様式の内容を含むものであれば、団体等固有の様式をこの要綱の相当様式によるものとみなす。

(補助金の変更交付決定及び通知)

第10条 区長は、団体等の代表者から前条の規定による補助金の変更交付申請があったときは、板橋区認知症カフェ運営補助金変更交付申請書(様式3号の1)及び添付書類の内容を審査し、適当と認める場合は、板橋区認知症カフェ運営補助金変更交付決定通知書(様式4号)により当該団体等代表者に通知する。

(補助金交付決定の取消、変更及び返還)

第11条 区長は、次のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更期限を定めて当該部分に関する補助金の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を第4条の規定による補助対象経費以外に使用したとき。
- (3) 認知症カフェを実施しなかったとき。
- (4) 第1条の趣旨に反する行為があったとき。
- (5) その他補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

- 2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、板橋区認知症カフェ運営補助金交付決定取消通知書（様式 5 号）により当該団体等代表者に通知する。
- 3 前 2 項の規定は、当該補助事業に係る補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

（状況報告）

第 12 条 区長は、事業の進捗状況について、団体等の代表者に対して随時報告を求めることができる。

（実績報告）

第 13 条 団体等の代表者は当該年度終了後、直ちに板橋区認知症カフェ運営補助金に係る実績報告（様式 6 号の 1）に事業報告書（様式 6 号の 2）、年間活動報告書（様式 6 号の 3）、収支報告書（様式 6 号の 4）、補助対象経費の領収書、活動の様子が分かる資料及び写真並びに法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（非課税の場合は申請書の写し、免税の場合は免除決定通知書の写し）（法人の場合に限る。）を添付して提出しなければならない。ただし、板橋区認知症カフェ運営補助金に係る実績報告（様式 6 号の 1）以外の様式については、上記に定める様式の内容を含むものであれば、団体等固有の様式をこの要綱の相当様式によるものとみなす。

（補助金の交付額の確定）

第 14 条 区長は前条に規定する実績報告を受けたときは、板橋区認知症カフェ運営補助金に係る実績報告（様式 6 号の 1）及び添付書類を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付額を確定し、認知症カフェ運営補助金額確定通知書（様式 7 号）により通知する。

（補助金の請求）

第 15 条 団体等の代表者は、前条の規定による補助金の交付額の確定の通知があったときは、速やかに請求書（様式 8 号）により、区長に対し請求する。

（補助金の交付）

第 16 条 区長は、前条の規定による請求を受けたときは、当該会計年度終了までに補助金を交付する。

(補助の期間)

第 17 条 単年度を単位とする。

(支払区分)

第 18 条 補助金は、確定払いの方法により支払うものとする。

(留意事項)

第 19 条 補助金の交付を受けようとする団体等は、次に掲げる点に留意しなければならない。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定等を踏まえ、利用者及びその家族の個人情報やプライバシーの尊重、保護を万全に期すものとし、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- (2) 食品を提供する際には衛生管理に留意すること。
- (3) 地域に開かれた場になるよう努めること。
- (4) 認知症カフェの運営に係る経費と他の事業に係る経費とを明確に区別すること。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めのないものは東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年板橋区規則第 3 号）によるほか、必要な事項は健康生きがい部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

(補助対象経費の内容)

経 費	内 容
① 報償費	利用者を対象として行う認知症に関する講演会等の外部講師への謝礼、ボランティアスタッフへの謝礼 ※交通費込みとする。 ※講師には、認知症カフェ運営団体の構成員、区職員、おとしより相談センター職員は該当しない。 ※講師、ボランティアへの贈答品代は対象外とする。 ※ボランティア謝礼については、1人1回あたり1,000円までとする。
② 需用費	事務用品等の物品購入費、資料の作成に要する印刷製本費（文具等の消耗品購入費、チラシ印刷代、コピー代） ※認知症カフェで利用者に提供する飲食物、その他食糧費は対象外とする。 ※認知症カフェで行う工作、手芸等の材料費は対象外とする。
③ 使用料 及び賃 借料	認知症カフェの運営場所として借りる会場の使用料（店舗貸切料、会場使用料） ※1時間あたり1,000円まで

※すべての経費において、認知症カフェに係る経費として他の事業等の経費と明確に区別できないものは対象外とする。

(様式 1 号の 1)

年 月 日

(宛先 板橋区長)

所 在 地

団体の名称

代表者氏名

板橋区認知症カフェ運営補助金交付申請書

年度認知症カフェ運営補助金として下記金額を交付されたく、板橋区認知症カフェ運営補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 申請額 ¥ _____

2 補助を受けようとする認知症カフェ
「 _____ 」

3 添付書類

- | | | |
|---|---|-----|
| ① | 年度事業計画書（様式 1 号の 2） | 1 部 |
| ② | 年度年間活動計画書（様式 1 号の 3） | 1 部 |
| ③ | 年度収支予算書（様式 1 号の 4） | 1 部 |
| ④ | 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申請書の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し(いずれも直近のもの) | |

(様式1号の2)

年度認知症カフェ「 」事業計画書

1 開催状況
(1) 認知症カフェ開設 _____年____月
(2) 開催日：毎月第_____曜日・毎週_____曜日 その他（ _____ ）
(3) 開催時間：午前・午後_____時_____分 から 午前・午後_____時_____分
2 開催場所
(1) 開催場所名称 （ _____ ）
(2) 所在地 板橋区 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号
(3) 会場の広さ 約（ _____ ）㎡ または 約（ _____ ）人利用可
3 事業計画内容
(1) 実施予定内容（該当するものすべてにチェック） ☐ 茶菓の提供 ☐ 食事の提供 ☐ 認知症に関する講演会 ☐ 認知症予防のための各種講座 ☐ 専門職による勉強会・相談会 ☐ 傾聴 ☐ その他 （ _____ ）
(2) 相談対応について （認知症に関する相談があった場合の対応について、具体的に記入）
(3) 医療機関との連携について 医療機関名_____
所在地_____
(4) 周知方法について（該当するものすべてにチェック） ☐ チラシ（配布場所： _____ 作成頻度： _____ ） ☐ ポスター（掲示場所： _____ 作成頻度： _____ ） ☐ 会場入り口の表示（看板・ポスター・のぼり旗・その他[_____]） ☐ ホームページ（URL： _____ ） ☐ その他（ _____ ）

(様式 1 号の 3)

年度認知症カフェ「 」年間活動計画書

No. _____

[illegible]

(様式 1 号の 4)

年度認知症カフェ「 」収支予算書

区 分		予算額（円）	積算内訳
収 入	参加費		
	その他 （ ）		
	① 計		
支 出 （補助対象経費）	報償費		
	需用費 （消耗品費）		
	需用費 （印刷製本費）		
	使用料及び賃借料		
	② 計		
③ 限度額 （当該年度内に実施した月数に 1 万円を乗じた額）			
④ 補助申請額 （②と③のいずれか額が低い方）			

事 案 番 号
年 月 日

板橋区長

年 月 日付で交付申請のあった認知症カフェ「 」
の運営に係る 年度補助金について下記のとおり交付決定したので、板橋区認
知症カフェ運営補助金交付要綱第8条の規定により、通知します。

1	申請額	¥	-
---	-----	---	---

- ① この助成金は、申請書記載の目的及び事業に使用し、それ以外の目的及び事業に使用しないこと。
- ② 事業計画及び収支予算を変更したときは、速やかに届け出ること。この場合において、当該届出した内容を審査し、助成金額を変更することがあります。
- ③ 年度終了後、速やかに実績報告書及び添付書類を提出すること。
- ④ 上記①から③までのいずれかの義務に違反したときは、この交付決定の全部若しくは一部を変更又は取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。

この補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に異議があるときは、この通知書を受けた日から 30 日以内に申請の撤回をすることができます。

交付額については、板橋区認知症カフェ運営補助金交付要綱第 13 条に規定する実績報告（様式 6 号の 1）及び添付書類に基づき、上記申請額の範囲内で確定します。

(様式 2 号の 2)

事 案 番 号
年 月 日

団体の名称
代表者氏名 様

板橋区長

板橋区認知症カフェ運営補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった認知症カフェ「 」
の運営に係る 年度補助金について下記のとおり不交付決定したので、板橋区
認知症カフェ運営補助金交付要綱第 8 条の規定により、通知します。

記

1 理由

(様式 3 号の 1)

年 月 日

(宛先 板橋区長)

所 在 地

団体の名称

代表者氏名

板橋区認知症カフェ運営補助金変更交付申請書

年 月 日付 板 第 号の をもって交付決定を受けた認知症
カフェ「 」の運営に係る 年度補助金について、下記のとおり
変更したいので、板橋区認知症カフェ運営補助金交付要綱第 9 条の規定により、関
係書類を添えて申請いたします。

記

1 補助金変更後申請額 ￥ _____ -

2 補助金当初申請額 ￥ _____ -

3 追加(減額)交付申請額 ￥ _____ -

4 変更を必要とする理由

5 添付書類

- | | | |
|---|---|-----|
| ① | 年度変更事業計画書（様式 3 号の 2） | 1 部 |
| ② | 年度変更年間活動計画書（様式 3 号の 3） | 1 部 |
| ③ | 年度変更収支予算書（様式 3 号の 4） | 1 部 |
| ④ | 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申請書の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し(いずれも直近のもの) | |

(様式3号の2)

年度認知症カフェ「」変更事業計画書

1 開催状況 【変更 あ り ・ な し 】	
(1) 認知症カフェ開設 _____年_____月	
(2) 開催日：毎月第_____曜日・毎週_____曜日 その他（ _____ ）	
(3) 開催時間：午前・午後_____時_____分 から 午前・午後_____時_____分	
2 開催場所 【変更 あ り ・ な し 】	
(1) 開催場所名称 （ _____ ）	
(2) 所在地 板橋区 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号	
(3) 会場の広さ 約（ _____ ）㎡ または 約（ _____ ）人利用可	
3 事業計画内容 【変更 あ り ・ な し 】	
(1) 実施予定内容（該当するものすべてにチェック） ☐茶菓の提供 ☐食事の提供 ☐認知症に関する講演会 ☐認知症予防のための各種講座 ☐専門職による勉強会・相談会 ☐傾聴 ☐その他 （ _____ ）	
(2) 相談対応について （認知症に関する相談があった場合の対応について、具体的に記入）	
(3) 医療機関との連携について 医療機関名_____	
所在地_____	
(4) 周知方法について（該当するものすべてにチェック）	
☐ チラシ（配布場所： _____ 作成頻度： _____ ）	
☐ ポスター（掲示場所： _____ 作成頻度： _____ ）	
☐ 会場入り口の表示（看板・ポスター・のぼり旗・その他[_____]）	
☐ ホームページ（URL： _____ ）	
☐ その他（ _____ ）	

(様式 3 号の 3)

年度認知症カフェ「 」変老年間活動計画書

No. _____

[illegible]

(様式 3 号の 4)

年度認知症カフェ「 」変更収支予算書

区 分		予算額（円）	積算内訳
収 入	参加費		
	その他 （ ）		
	① 計		
支 出 （補助対象経費）	報償費		
	需用費 （消耗品費）		
	需用費 （印刷製本費）		
	使用料及び賃借料		
	② 計		
③ 限度額 （当該年度内に実施した月数に1万円を乗じた額）			
④ 補助申請額 （②と③のいずれか額が低い方）			

事 案 番 号
年 月 日

板橋区長

年 月 日付で変更交付申請のあった認知症カフェ「 」
の運営に係る 年度補助金について、下記のとおり変更交付決定したので、板
橋区認知症カフェ運営補助金交付要綱第 10 条の規定により、通知します。

1	変更後申請額	¥	_____	-
2	当初申請額	¥	_____	-
3	差引増減（△）額	¥		-

- ① この補助金は、申請書記載の目的及び事業に使用し、それ以外の目的及び事業に使用しないこと。
- ② 事業計画及び収支予算を変更したときは、速やかに届け出ること。この場合において、当該届出した内容を審査し、助成金額を変更することがあります。
- ③ 年度終了後、速やかに実績報告書及び収支報告書を提出すること。
- ④ 上記①から③までのいずれかの義務に違反したときは、この交付決定の全部若しくは一部を変更又は取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。

この補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に異議があるときは、この通知書を受けた日から 30 日以内に申請の撤回をすることができます。

交付額については、板橋区認知症カフェ運営補助金交付要綱第 13 条に規定する実績報告（様式 6 号の 1）及び添付書類に基づき、上記変更後申請額の範囲内で確定します。

(様式 5 号)

事 案 番 号
年 月 日

団体の名称
代表者氏名 様

板橋区長

板橋区認知症カフェ運営補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 板 第 号の により通知した 年度認知症カフェ運営補助金の交付決定について、下記のとおり決定の（全部・一部）の取消を決定したので、板橋区認知症カフェ運営補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、通知します。

記

- 1 取消内容
- 2 取消理由

(様式 6 号の 1)

年 月 日

(宛先 板橋区長)

所 在 地

団体の名称

代表者氏名

年度板橋区認知症カフェ運営補助金に係る実績報告について

年 月 日付 板 第 号の で交付決定を受けた、
年度認知症カフェ「 」運営補助金に係る事業実績について、板橋区
認知症カフェ運営補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり関係書類を添え
て報告します。

記

1 補助金精算額 ￥ -

2 添付書類

- | | | |
|---|---|-----|
| ① | 年度 事業報告書（様式 6 号の 2） | 1 部 |
| ② | 年度 年間活動報告書（様式 6 号の 3） | 1 部 |
| ③ | 年度 収支報告書（様式 6 号の 4） | 1 部 |
| ④ | 補助対象経費の領収書 | |
| ⑤ | 活動の様子が分かる資料及び写真 | |
| ⑥ | 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申請書の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し（いずれも直近のもの） | |

(様式 6 号の 2)

年度認知症カフェ「

」事業報告書

1 開催状況
(1) 認知症カフェ開設 _____年____月
(2) 開催日：毎月第_____曜日・毎週_____曜日 その他（ _____ ）
(3) 開催時間：午前・午後_____時_____分 から 午前・午後_____時_____分
2 開催場所
(1) 開催場所名称 （ _____ ）
(2) 所在地 板橋区 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号
(3) 会場の広さ 約（ _____ ）㎡ または 約（ _____ ）人利用可
3 事業内容
(1) 実施内容（該当するものすべてにチェック） ☐ 茶菓の提供 ☐ 食事の提供 ☐ 認知症に関する講演会 ☐ 認知症予防のための各種講座 ☐ 専門職による勉強会・相談会 ☐ 傾聴 ☐ その他 （ _____ ）
(2) 相談対応について （認知症に関する相談があった場合の対応について、具体的に記入）
(3) 医療機関との連携について 医療機関名_____
所在地_____
(4) 周知方法について（該当するものすべてにチェック） ☐ チラシ（配布場所： _____ 作成頻度： _____ ） ☐ ポスター（掲示場所： _____ 作成頻度： _____ ） ☐ 会場入り口の表示（看板・ポスター・のぼり旗・その他[_____]） ☐ ホームページ（URL： _____ ） ☐ その他（ _____ ）

(様式 6 号の 3)

年度認知症カフェ「 」年間活動報告書

No.

[illegible]

(様式 6 号の 4)

年度認知症カフェ「」収支報告書

区 分		決算額（円）	内訳
収 入	参加費		
	その他 （ ）		
	① 計		
支 出 （ 補 助 対 象 経 費 ）	報償費		
	需用費 （消耗品費）		
	需用費 （印刷製本費）		
	使用料及び賃借料		
	② 計		
③ 限度額 （当該年度内に実施した月数に 1 万円を乗じた額）			
④ 補助金所要額 （②と③のいずれか額が低い方）			

(様式 7 号)

事 案 番 号
年 月 日

団体の名称
代表者氏名 様

板橋区長

板橋区認知症カフェ運営補助金額確定通知書

年 月 日付 板 第 号の により交付決定した 年度認知症
カフェ運営補助金については、 年 月 日に提出のあった実績報告書に基づき、
補助金額を確定したので、板橋区認知症カフェ運営補助金交付要綱第 14 条の規定によ
り通知します。

補助金交付確定額 ￥ _____

(様式 8 号)

請 求 書

	百	十	万	千	百	十	円
金額							

ただし、年度認知症カフェ「」運営経費にかかる補助金として上記金額を、板橋区認知症カフェ運営補助金交付要綱第 15 条の規定により、請求いたします。

年 月 日

所 在 地

団体の名称

代表者氏名

(宛先 板橋区長)